

静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与規則（昭和50年静岡県規則第2号。以下「規則」という。）に基づき実施する修学資金の貸与について必要な事項を定める。

(申請の手続)

第2条 申請者は、規則第4条及びこの要綱に規定する書類を在学する学校の校長（以下「校長」という。）に提出する。

2 校長は、提出された書類を確認し、様式第1号による副申書及び修学資金貸与申請者一覧表を添え、別に定める期日までに高校教育課に進達する。

(必要書類)

第3条 規則第4条第2号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

(1) 規則第2条第2号に規定する課税に関する事実を確認できる書類

ア 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第321条の4に定める給与所得に係る特別徴収税額の通知書の写し

イ 地方税法（昭和25年7月31日法律第226号）第1条第6項に定める市町村民税の納税通知書の写し

ウ 市区町村長が発行する課税の状況が確認できる証明書の写し

エ その他該当することを証する書類

(2) 規則第2条第3号に該当することを証明する書類

ア 雇用契約書の写し

イ その他該当することが確認できる書類

(3) 様式第4号による口座振込依頼書（委任状）

(貸与の時期)

第4条 修学資金は、次の表の左欄に掲げる月の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる月の末日までに口座振替の方法により貸与するものとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

4月から8月まで	8月
9月から12月まで	10月
1月から3月まで	1月

(連帯保証人)

第5条 連帯保証人（法定代理人である連帯保証人を除く。）は、独立の生計を営む成年者であって、将来にわたり貸与の決定を受けた者と連帯して債務を返還できる能力を有すると認められる者でなければならない。

2 修学資金の貸与の決定を受けた者は、規則第6条第1項に規定する誓約書（規則様式第4号）に様式第5号による連帯保証人に関する届出書を添付し、知事に提出しなければならない。

3 修学資金の貸与を受けている者（以下「修学生」という。）又はを受けた者は、前項の規定により提出した連帯保証人に関する届出書の内容に変更が生じた場合は、直ちに様式第6号による連帯保証人に関する変

更届出書を知事に提出しなければならない。

(貸与)

第6条 知事は、修学資金の貸与の決定を受けた者から規則第6条第1項に規定する誓約書(規則様式第4号)の提出を受けた後、修学資金を貸与するものとする。

2 知事は、修学資金の貸与の決定を受けた者が、別に定める日までに規則第6条第1項に規定する誓約書(規則様式第4号)を提出しない場合は、修学資金の貸与の決定を取消することができるものとする。

3 修学資金の貸与の決定を受けた者は、第4条の表の左欄に掲げる月の区分に係る修学資金について、同表の右欄に掲げる月の10日までに、様式第7号による請求書を校長に提出し、校長は、速やかに高校教育課に進達する。

(貸与資格の確認)

第7条 校長は、修学生が次のいずれかに該当する場合には、直ちに様式第8号による修学生状況報告書を知事に提出する。

(1) 規則第7条第1項第1号の規定に該当するとき。

(2) 休学、停学、出席停止、長期欠席等により月の初日から末日までの期間の全日数にわたって出席しなかったとき。

(修学資金の返納)

第8条 修学生は、規則第7条第1項の規定により修学資金の貸与契約を解除されたときであって、貸与契約解除以降の月分について既に貸与を受けている場合は、当該月分を直ちに返納しなければならない。

(返還債務の免除)

第9条 規則第9条第1項第3号に規定する心身の障害により修学資金の返還が困難であると認められる基準は、別表に掲げるとおりとする。

2 規則第9条第1項に規定する返還債務の免除額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 規則第9条第1項第1号又は第2号に該当する場合 履行期の到来していない返還債務の全額

(2) 修学資金の貸与を受けた者が死亡した場合 履行期の到来していない返還債務の全額

(3) 心身の障害により修学資金の返還が困難となった場合 次に定める額

ア 別表の第1級に掲げる程度の場合 履行期の到来していない返還債務の全額

イ 別表の第2級に掲げる程度の場合 履行期の到来していない返還債務の4分の3の額

(4) 規則第9条第1項第4号に該当する場合 別に定める額。ただし、次項第1号に該当する場合は、履行期の到来していない返還債務の全額

3 規則第9条第1項第4号に規定する理由は、次に掲げるものとする。

(1) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号。以下「認定試験規則」という。)第8条第1項ただし書の規定に該当することになったとき。

(2) 規則第9条第1項第1号から第3号までに掲げる場合と同等の理由があると認められるとき。

4 規則第9条第2項に規定する書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- (1) 規則第9条第1項第2号に該当する場合 認定試験規則第10条第1項に規定する合格証明書
 - (2) 死亡した場合 戸籍抄本又は公的な証明書
 - (3) 心身の障害により修学資金の返還が困難となった場合 その事実及び程度を証する医師又は歯科医師の様式第9号による診断書
 - (4) 前項第1号に該当する場合 認定試験規則第10条第1項に規定する合格証明書又は同条第3項に規定する科目合格証明書その他合格を証する公的な書類
 - (5) その他返還債務の免除を受けようとする理由を証する書類
- 5 同一要件において、再度修学資金の返還債務の免除を受けることはできない。
- 6 第3項第1号及び規則第9条第1項第2号の規定に該当する者は、該当することとなった日の属する月の翌月以降に受けた修学資金の返還債務の免除を受けることはできない。
- 7 貸与を受ける以前に、別表に掲げる心身の障害の程度にある者は、同一要件において修学資金の返還債務の免除を受けることはできない。
- 8 貸与期間中に、別表に掲げる心身の障害の程度になった者は、その診断日の属する月の翌月以降に受けた修学資金の返還債務の免除を受けることはできない。

(返還)

第10条 規則第10条第1項の規定により算出した1回当たりの返還金額に1円未満の端数が生ずる場合は、その端数を切り捨てた金額を1回当たりの返還金額とし、端数金額については最終回に返還するものとする。

- 2 修学資金の返還をしなければならない者が複数の貸与契約により修学資金の貸与を受けていた場合は、返還期間は各貸与期間を通算した期間とし、返還金額は貸与を受けた額の合計額とする。
- 3 既に返還を開始した者が規則第10条第1項ただし書の規定により繰り上げ返還をする場合は、改めて返還明細書（規則様式第7号）を知事に提出しなければならない。
- 4 規則第10条第1項の規定により修学資金を返還しなければならない者で、返還明細書を提出しないものは、貸与期間の満了した日又は返還の猶予を受けることができなくなった日の属する月の翌月から貸与を受けた期間に相当する期間までに、月末を返還予定日とする月賦の均等払いにより修学資金を返還しなければならない。
- 5 知事は、関係法令等に基づき、債権を適正に管理するものとする。

(返還の猶予)

第11条 規則第11条第1項第2号に規定するその他やむを得ない理由は、次に掲げるものとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている世帯に属しているとき。
 - (2) その他真にやむを得ない理由があつて返還が困難であると認められるとき。
- 2 規則第11条第3項に規定する書類は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 前項第1号によるときは、保護の決定通知の写し又は福祉事務所長若しくは健康福祉センター所長が発行する保護を受けていることの証明書
 - (2) その他返還債務の履行の猶予を受けようとする理由を証する書類

(延滞利息)

第12条 規則第12条の規定により算出した延滞利息に1円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。

(書類の経由等)

第13条 静岡県内の定時制課程又は通信制課程(以下「県内の課程」という。)に在学していた者の、最後に在学していた県内の課程を置く学校が廃止された場合における規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の提出先は、高校教育課とし、書類の提出部数は正本1通とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、修学資金の貸与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年6月21日から施行し、平成18年4月1日以降に貸与する修学資金から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年4月1日前に修学資金の貸与の決定を受けた者にあつては、この要綱の規定(第2条から第5条第2項まで及び第6条を除く。)を適用する。

附 則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この改正の施行の際現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

別表（第9条関係）

心身の障害の程度	番号	心身の障害の状態
第1級	1	常時心神喪失の状況にあるもの
	2	両眼の視力が0.02以下に減じたもの
	3	片目の視力を失い、他方の目の視力が0.06以下に減じたもの
	4	そしゃくの機能を失ったもの
	5	言語の機能を失ったもの
	6	手の指を全部失ったもの
	7	常に床について複雑な看護を必要とするもの
	8	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力を喪失したもの
第2級	1	両眼の視力が0.1以下に減じたもの
	2	鼓膜の大部分の欠損その他により両耳の聴力が耳かくに接しなければ大声を解することができない程度のもの
	3	そしゃく及び言語又はそしゃく若しくは言語の機能に著しい障害を残すもの
	4	せき柱の機能に著しい障害を残すもの
	5	片手を腕関節以上で失ったもの
	6	片足を足関節以上で失ったもの
	7	片手の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	8	片足の三大関節中二関節又は三関節の機能を失ったもの
	9	片手の五つの指又は親指及び人差指をあわせて四つの指を失ったもの
	10	足の指を全部失ったもの
	11	せき柱、胸かく、骨盤軟部組織の高度の障害、変形等の理由により労働能力が著しく阻害されたもの
	12	半身不随により労働能力が著しく阻害されたもの
	13	前各号に掲げるもののほか、精神又は身体の障害により労働能力に高度の制限を有するもの
<p>備考 1 各号の障害は、症状が固定し、又は回復の見込のないものに限る。</p> <p>2 視力を測定する場合には、屈折異常のものについては矯正視力により、視表は、万国式試視力表による。</p>		